

平成30年3月30日（金）
国土交通省関東地方整備局
企 画 部

記者発表資料

働き方改革に取り組める週休2日モデル工事を開始します ～建設業の働き方改革を推進する観点でこれまでのモデル工事を見直します～

先般、働き方改革や生産性向上に取り組める環境整備のための必要経費計上などを盛り込んだ「平成30年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」（平成30年3月20日）が発表されました。

これを受け、関東地方整備局では、昨年6月から開始した週休2日モデル工事の実施内容を見直すこととしましたので、お知らせします。

関東地方整備局の平成30年度モデル工事の4つのポイントは以下のとおりです。

ポイント1 発注者指定方式を開始します。

ポイント2 工期の制約を緩和し、**モデル工事の対象を拡大**します。

ポイント3 **取組証を4週6休以上達成で発行**に見直します。

ポイント4 悪天候等により工期変更が必要となる場合の**協議を簡素化する試行**を開始します。
詳細については後日お知らせします。

○別紙に30年度のモデル工事と29年度のモデル工事の概要を整理しています。

関東地方整備局においては、週休2日の確保に向けたモデル工事の発注を行うとともに、昨年10月に公表した“地域インフラ”サポートプラン関東 2017 に位置づけた『週休2日チャレンジサイト』を開設し、建設業の「働き方改革」を応援する取組を推進しています。

取組の詳細については以下のホームページをご覧ください。

◆参考資料 関東地方整備局 ホームページ
週休2日チャレンジサイト

<http://www.ktr.mlit.go.jp/qijyutu/index00000021.html>

“地域インフラ”サポートプラン関東 2017

<http://www.ktr.mlit.go.jp/qijyutu/index00000023.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部
電 話 048-601-3151（代）
技術管理課長 佐藤重孝（内3311）
課長補佐 石川武彦（内3312）

週休2日モデル工事の概要(前年度モデル工事との比較)

項目	平成30年度モデル工事	平成29年度モデル工事	備考
発注方式	発注者指定、受注者希望の2種類	発注者指定、受注者希望の2種類とするが、当面は受注者希望	ポイント1
対象工事	発注者指定:本官工事(40件程度)、一部の分任官工事(40件程度、1件程度/事務所)。ただし、以下の工事を除く <ul style="list-style-type: none"> ・現場施工が1週間未満の工事 ・社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 ・工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事 受注者希望:発注者指定方式を除く工事。ただし、以下の工事を除く <ul style="list-style-type: none"> ・現場施工が1週間未満の工事 	発注者指定:試行対象工事なし 受注者希望:以下の工事を除く <ul style="list-style-type: none"> ・契約工期が6ヶ月(180日)未満の工事 ・現場施工が3ヶ月(約90日)未満の工事 ・社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 ・工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事 	ポイント2
工事工程表	変更なし	モデル工事に添付	
余裕期間制度	変更なし	積極的に設定	統一運用
経費の補正 (機械設備工事を除く)	間接工事費を補正するほか労務費、機械経費を補正(参考資料参照) 発注者指定:当初予定価格に4週8休分を補正 受注者希望:精算変更時に達成状況に応じ補正	間接工事費を補正 発注者指定:当初契約時に計上 受注者希望:精算時に計上	3/20付 本省記者発表
工事工程クリティカルパスの共有	変更なし	施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(全ての工事で実施)	統一運用
(工期の変更)	右記のうち、「②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合」の協議を簡素化する試行 ^{※1} を実施。 ^{※1} 詳細については、後日お知らせ。	本省通知(具体例を示し、工期変更を行うことを明記) 工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。 ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	ポイント4
インセンティブ付与(履行実績取組証の発行)	・現場閉所日数の割合が4週6休以上(閉所率 ^{※2} 21.4%以上)に拡大 ^{※2} 閉所率:工事着手日から工事完成日までの期間のうち現場閉所日数の割合	・週休2日相当の8割以上(閉所率22.8%以上)達成した場合に取組証を発行。	ポイント3
成績評定	4週8休相当の現場閉所を実施の場合に加点評価 発注者指定:明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は点数を減ずる措置 受注者希望:実施しない場合の減点は行わない	4週8休相当の現場閉所を実施の場合に加点評価 発注者指定:実施しない場合は点数を減ずる措置 受注者希望:実施しない場合の減点は行わない	統一運用

※平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用
 ※港湾空港関係、営繕工事を除く

(1) 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

参考資料 「平成30年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」
(平成30年3月20日付国土交通省記者発表)より抜粋

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を実施

■ 補正係数

	H29年度
	4週8休以上
労務費	—
機械経費(賃料)	—
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.04



	H30年度		
	4週6休	4週7休	4週8休以上
	1.01	1.03	1.05
	1.01	1.03	1.04
	1.01	1.03	1.04
	1.02	1.04	1.05

- ※ 建築工事は、労務費の補正のみ
- ※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携
- ※ 平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。